

平成19年11月14日

各 位

本店所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
会社名 株式会社アイレップ
代表者 代表取締役社長 高山 雅行
(コード番号:2132)
問合せ先 取締役管理本部長 室井 智有
電話番号 03-5464-3398(代)
URL <http://www.irep.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年12月21日開催予定の第10回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 当社は当事業年度中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できないときの措置を定めるものであります。
- (3) 当社は平成19年10月1日をもって株式会社あいけあを新設したことにより、連結計算書類作成会社となるため、所要の変更を行うものであります。
- (4) 監査体制の一層の強化を目的として、監査役の定員を3名以内から5名以内に増員することとし、所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成19年12月21日(金)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成19年12月21日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>第 5 条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第 30 条 (員数)</p> <p>当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類及び連結計算書類</u>に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条 (員数)</p> <p>当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p><u>第 33 条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

	<p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第35条(監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>第36条(監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p><u>第33条(報酬等)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第37条(報酬等)</u> (現行どおり)</p>
(新設)	<p><u>第38条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p><u>第34条(監査役の責任免除)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第39条(監査役の責任免除)</u> (現行どおり)</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新設)	<p><u>第40条(選任方法)</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>第41条(任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>第42条(報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 3 5 条 ~ 第 3 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 3 条 (会計監査人の責任免除)</p> <p><u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 4 4 条 ~ 第 4 7 条 (現行どおり)</p>
--	---